

中国の企業破産手続きにおける 賃金債権問題に関する一考察

尹 景 春

一 はじめに

本稿は、中国における未払い賃金の発生・規模・現状などを明らかにし、賃金債権の取扱いに関する現行法上の規律、実務、法的な枠組みの外にある行政措置の規定、実施状況及びそれらの問題点を紹介するものである。

労働者の処遇は、倒産手続の重要な問題の一つである⁽¹⁾。中国において、その重要性は特に極立っている。中国の企業破産法（試行）が1986年に公布され、1988年に施行されてから、既に十余年になる⁽²⁾。しかしながら、中国の社

(1) 上原敏夫「西ドイツの倒産手続における労働者の処遇—現行法及び改正要綱—（上）」判タ642号4頁（1987年）。

(2) 中国企業破産法の成立過程、規定などについての紹介は、上原一慶『中国の経済改革と開放政策—開放体制下の社会主義』（青木書店、1988年）、季衛東「法律試行の反省メカニズム—中国の破産制度の導入過程を素材として」『民商法雑誌』101巻2—4号（1989年—1990年）、田中信行「中国破産法の成立過程」『社会科学研究』44巻5号（1993年）などがあり、企業破産法の現状と課題については、梶田幸雄「中国における企業破産立法の現状と課題（上）（下）」Credit & Law No. 64, 65（1995年）、季衛東「中国倒産制度の現状」『神戸法学雑誌』50巻2号（2000年）、拙稿「中国における企業破産法制の現状と課題—経済改革との関連を中心として—（上）（下）」際商29巻9, 10号（2001年）などがある。

会変動の激しさゆえに様々な要因が絡み合い、同法は公布されてからも十分にその機能を果たしているとは言い難い。企業破産法が十分に機能していない最大の障害は、まさに破産企業における労働者の賃金債権の回収と労働者の再就職が難しいという点にある⁽³⁾。この問題を解決するために、後述のように、1994年に国務院は「若干の都市における国有企業破産の試行に関する問題についての通達」（以下「59号通達」とする）を発した⁽⁴⁾。この通達によって一部の都市における破産企業は、土地使用権を主体とする財産を処分することにより、未払い賃金の弁済と、従業員の再配置をはかることを余儀なくされた⁽⁵⁾。以来、国務院は様々な行政措置をとり、一定の成果を果たしてきた。しかし、企業倒産の増加に伴って拡大した労働者の失業問題が新たに大きな社会問題に発展してきたのである。したがって、立法面でもこの新しい問題に対処し、解決する方策を検討することが急務とされたのである。

中国経済はまさに国有企業を中心とした経済から市場経済へ転換する過渡期にさしかかっている。この転換過程の中で、長期にわたり社会資源を占有、浪費している赤字の国有企業は淘汰されねばならない。その一方で、民営企業のさらなる成長と外国資本による企業の参入は、既存の多くの企業が新しい競争

(3) 拙稿「中国における企業破産法制の現状と課題—経済改革との関連を中心として—(下)」前掲注(2)1229頁以下。

(4) 「国務院關於在若干城市試行国有企業破産有關問題的通知」国発〔1994〕59号文書（1994年10月25日）。この「59号通達」の制定背景は拙稿「中国における企業破産法制の現状と課題—経済改革との関連を中心として—(下)」前掲注(2)に詳しい。

(5) 再配置は労働力を再配置することを意味する。長年、社会保障制度が未整備である中国においては、企業倒産が原因で職を失った労働者をすぐに失業者にすることができなかった。制度上、慣行上、また法律上も政府が職を失う労働者に再就職させる義務があったのである（破4条）。しかし、職が不足しているため、この問題は複雑化してきている。また、この再配置の意味するところは不透明で、流動的である。再配置には目下、主として以下の項目が含まれると考えられる：①再就職の斡旋、②再就職できるまでの医療、労働など各種保険を含む生活保護、③労働契約解除の補償、国有企業の労働者という特別身分の放棄の経済補償、④未払い賃金、医療費、年金などの償還等。

の中で敗れ、失業者数がますます増大する事態を招くことが予想される⁽⁶⁾。更に深刻なのは、当面の間、このような事態が改善するきざしがみられないという点にある。このような状況からみて、中国の破産法制における賃金債権の立法は重要かつ焦眉の課題であるといえよう。

以上のような賃金債権に関する議論は、ドイツや日本では活発になされているが、中国における賃金債権の研究は、重要な問題であるにもかかわらずまだ緒についたばかりである⁽⁷⁾。そこで、本稿では、諸外国の関連法規と研究成果を参考にし、今後の中国企業破産法の改正にあたって、立法への提案を行いたい。なお、破産企業における従業員の再配置については、その性質上、労働法制や中国の社会保障制度と密接に関連する極めて複雑なテーマであり、別の機会に譲ることにしたい。

二 破産制度の導入と賃金債権の発生

日本では、企業が倒産に陥った場合、その企業と労働契約で結ばれた従業員

(6) 国有企業に大きな、危機的な問題、つまり潜在失業問題が存在する。国有鉱工業企業労働者の34%に相当する1515万人は潜在失業者と推定され、国有部門全体の潜在失業者は2871万人(26%)に上ると推定された。農村部の潜在失業者を入れれば、中国は国全人口の1割に相当する1億数千万人の(潜在)失業者を抱え、単なる経済学の問題ではなく、中国の政治と社会にとっても重大な挑戦であると指摘されている。詳細は丸川知雄「失業問題の現状と展望」中兼和津次編『現代中国の構造変動2 経済一構造変動と市場化』270頁以下参照(東京大学出版社、2000年)。一方、中国国家体制改革委員会によると、国有企業の潜在失業者はすでに3000万人に達しているとされている。李明『社会保障興社会保障税』92頁以下(中国税務出版社、2000年)。

(7) ドイツおよび日本の賃金債権に関する論議については、伊藤真「西ドイツにおける賃金債権の確保法制」ジュリ608号50頁以下、霜島甲一「賃金債権確保と破産法」ジュリ608号38頁以下、上原・前掲注(1)、上原敏夫「西ドイツの倒産手続における労働者の処遇—現行法及び改正要綱—(下)判タ644号16頁以下(1987年)、池田辰夫「企業倒産における労働者の地位と労働債権」ジュリ1111号144頁以下(1997年)。中国については、李陽根「倒産時における労働者の保護について」名法152、153、158号、王欣新「債権人利益的保護与破産企業職工安置」人民法院報(2000年6月3日)がある。

の労働問題は、解雇を中心とする倒産時の労働者の地位の問題と労働債権確保の問題に大別され⁽⁸⁾、民法・破産法などにそのための規律が定められている⁽⁹⁾。

これに対して、80年代までの中国には、多くの赤字の国有企業が存在していたにもかかわらず、失業や解雇という実態も、賃金債権という考え方も存在していなかった。そのため、このような事態に対処する法律が制定されることはおろか、このような事態そのものが問題視されることもなかったのである。80年代後半に導入された破産制度は、債権や債務の利害関係人を調整する法律というよりも、中国社会に失業と賃金債権の存在を公認させるためのものという意味合いが強かった。

1. 破産制度の導入と終身雇用保障の終焉

1949年に中国が成立した頃、都市部は23%を超える高い失業率であり、そのため失業対策は当時の中国政府の労働力管理における最大の課題であった。この失業問題を解決するために、早い段階で賃金労働者数や賃金額が国民経済計画に組み込まれ、中央政府で集中管理されるようになった。職員を含む賃金労働者の採用は政府の労働部署の一元的管理の下に配分を通じて行われ、臨時労働者を必要とする場合にも地方政府の許可が必要だった。このように厳しくコントロールされた雇用制度は「固定工制度」と呼ばれ⁽¹⁰⁾、固定工としていった

(8) 塚本永治「企業倒産と労働者の権利」日本労働法学会編集『講座21世紀の労働法第4巻・労働契約』295頁以下（有斐閣，2000年）。

(9) 民法306・308条，破産法39・47・49・50条，会社更生法119・209・208条などはそれに当たる。

(10) 1956年に固定工は既に3200万人余りとなり、全国の賃金労働者の91%を占めた。伊藤正一『現代中国の労働市場』23頁以下参照（有斐閣，1998年）。また、この固定工制度は50年代から長い間、「都市戸籍・農村戸籍」という、公安機関で管理されている戸籍制度に守られてきた。つまり、ある都市の工場・企業に採用される労働者はほとんどその都市の戸籍を持っているものに限られ、農村から都市への労働力の流入は全く許されず、都市間の労働力の移動さえほぼ不可能であった。

ん採用されると労働態度や業績の如何を問わず、一生涯解雇されることのない終身雇用保障制度であった。一方、企業は赤字を出し、労働者に賃金を払えない場合にも、政府の関係部署から財政資金を調達し、補填していたため、賃金債権は発生していなかったのである。最悪の場合でも、その工場を閉鎖し、従業員たちを他の工場に転職させ（関、停、併、転）、失業者を出さずに、計画経済は運用されてきた。しかし、80年代に入ると、国有企業に低い労働生産性と労働者の消極的な労働態度をもたらしてきた原因の一つはまさに終身雇用制度であるとの指摘がされ始め、合併企業に続いて⁽¹¹⁾、後に国有企業にも新規採用の従業員に契約制が導入された。次に、1986年から労働者の採用方式も国の分配ではなく、企業の公募に切り替えられることとし、就業規定違反の者に対する解雇権も企業に与えられた⁽¹²⁾。さらに1986年12月に「企業破産法（試行）」（1988年11月から施行）により、既存の労働者に対する終身雇用制度が打ち切られ、赤字企業の淘汰とともに労働者の失業も余儀なくされたのである⁽¹³⁾。

つまり、当時の中国においては、企業破産法は利害関係人を調整する法律ではなく、失業現象を認め、終身雇用制度に終止符を打つために立法された経済改革を促進するための試行法であった。したがって、企業破産法の場合、中国経済改革を進めていく過程の中で生じてくる様々な予期せぬ問題、特に未払い

(11) 80年に経済特別区である深圳では、外国企業と中国側との厳しい交渉の結果、合併企業は労働者の雇用にあたり、契約制の導入に成功した。小島麗逸編『中国の経済改革』219、220頁（小島執筆）（勁草書房、1992年）。

(12) 1986年7月に、國務院は「国営企業の規律違反労働者を解雇する暫定規定」を公布した。

(13) なぜなら、「失業現象の存在を許さないことは、労働力の流動を認めないことに等しい」、「もし企業破産制度を実行すれば、労働力流動の突破口となろう」とし、「商品生産社会で一定比率の失業人口が存在することはまぬがれないし、かつ生産力の発展に有利である」からであると立法関係者は主張している。曹思源「同職工談企業破産(5)」工人日報（1986年8月12日）、上原『中国の経済改革と開放政策—開放体制下の社会主義』前掲注(2)201頁以下。

賃金の問題などによって、その運用が制約されるのは当然のことといえよう。

2. 破産制度の導入と賃金債権の発生

破産処理の目的は利害関係人の権利の公平な実現に集約されるが¹⁴⁾、中国の場合はそうではなかった。確かに、中国企業破産法は「債権者・債務者の權益を保護」するものと明文化されている（破1条）。しかしながら、企業破産法が制定された当時の中国には、ほとんどの労働力や資金が政府によって管理され、支出されていたため、真の債権債務の関係は存在していなかったのである。企業の資金は長期にわたって主に政府から配分された財政交付金で、「抜改貸」という改革措置を実行した後でも、銀行は依然として各級政府の指示で、または政府の信用担保で企業に融資し続けたのである¹⁵⁾。同様に、賃金債権においても、同じことがあてはまると思われる。

1949年に中華人民共和国が成立してから、中国では、しばらくの間は現物供給を主とした賃金制度が行われたが、1952年頃から改革への模索が始まり、1956年には八等級貨幣賃金制度が全国一律に導入された。それ以後、文化大革命が終わる1976年までは、賃金額も労働者数と同様に中央政府に厳しくコントロールされてきた。労働市場が存在しなかった計画経済体制のもとで、長期にわたり、企業は勿論のこと、場合によっては各省、地区レベルの地方政府も労

(14) 伊藤真『破産法（全訂第3版）』11頁以下（有斐閣，2000年）、霜島甲一『破産法体系』14頁以下（勁草書房，1990年）。いずれも、再生型の倒産手続においては債務者の経済的更正は倒産手続の目的であると両教授も強調されている。

(15) 80年代から、金融改革にともなって、従来の財政からの企業交付金を専門銀行による貸出制度に切り換えようとしたが、専門家によれば、改革当初は、資金も資金の流れも国家による強いコントロールの下にあり、1996年の時点でも各専門銀行は独自の判断で信用を供用する段階に至っていない。平田正弘「中国の金融体制改革—改革の現状と問題提起—」『日中の金融・産業政策比較』75頁以下（中央大学出版部，2000年）。

働者の賃金を決める権限を有していなかった⁽¹⁶⁾。企業が損失を出した場合には、国家が補填し、企業が従業員に賃金を支給できない場合には、国家が資金を割り当て支払っていた。この二十年間、労働者の賃金はほとんど変わりがなく、ずっと低水準にあったが⁽¹⁷⁾、賃金の未払い問題は生じていなかった。

1978年に経済体制改革が始まり、賃金制度において、「悪平等」をなくすため、国務院は「奨励金制度と出来高支給制賃金制度の実行に関する通達」を公布し、ボーナス等の奨励金制度を復活させた。1985年に国務院が「国営企業賃金改革の問題に関する通達」を発し、企業の賃金総額とその経済効率をリンクさせ、改革は進展した。そして、1986年に企業破産法の制定により、未払い賃金の発生が初めて法的に認められ、その弁済方法も定められた。さらに1992年以降、労働省をはじめ、政府関係部署は「全人民所有制企業賃金総額管理における暫定規定」などを公布し、より具体的な政策を示し、賃金のマクロ調整の強化を図った。政府は、企業の賃金総額の増加率と経済効率の増大率とのバランス、また、従業員の平均賃金の増加率と労働生産性の増加率とのバランスが保たれていれば、企業内の賃金配分や奨励金などの分配形式・方法などはすべて企業の自主決定にまかせようとした。このように、政府は労働生産性の増加を奨励する一方、当然「損失責任」も企業側に課した。そして、このような一連の政策を実施した結果、賃金面での「悪平等」は破られ、収益性が良好である企業の賃金、特にボーナスがアップされた。逆に、政府は欠損企業への補填、未払い賃金への財政資金の割り当てを昔のように行わなくなってしまい、結果として、未払い賃金の問題は経済体制改革に伴う破産制度の導入によって生じてしまったのである。

(16) 伊藤『現代中国の労働市場』前掲注(10)214頁参照。

(17) 山本恒人『現代中国の労働経済1949—2000 —「合理的低賃金制」から現代労働市場へ—』61, 62, 79頁(創土社, 2000年)によれば、工業労働者の賃金は1956年の下限が34元、上限が102元であったのに対し、それが1976年には下限が32元、上限が108元であった。

三 賃金債権の規模と現状

1. 全国の賃金債権者数と債権額

全国の賃金労働者⁽¹⁸⁾のうち、未払い賃金債権者数⁽¹⁹⁾は、図1⁽²⁰⁾が示しているように改革の深化につれてますます拡大している。1992年の賃金債権者数は162.8万人で、翌年は58.25%増で257.7万人となった。その後も、1995年と1999年を除き、賃金債権者は毎年、前年度を上回る勢いで拡大し続けており、賃金債権者だけでも1997年について1000万人の大台を超えたのである。1992年から2000年までの8年間の間、在職賃金債権者と退職年金債権者⁽²¹⁾の年平均増

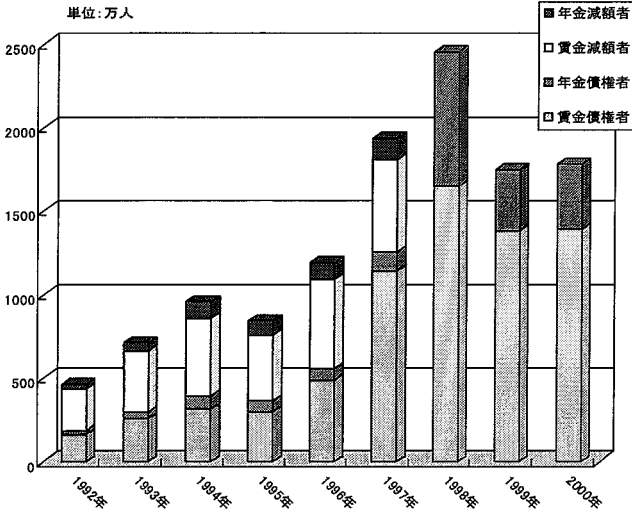
(18) 中国語の原語では「職工」、労働、仕事の代償として賃金をうけとる長期雇用関係を持つ人を指している。中国の賃金労働者には工場で働く労働者のほか、教師・公務員・政府の役人・共産党幹部も含まれることが特徴である。2000年の時点では、1億1千2百50万人の賃金労働者がいる。

(19) 『中国工会統計年鑑』の解釈によると、未払い賃金とは、一年のうち、法律や労働契約などに決まっている賃金の丸1ヶ月分以上が支払われていない状態を言う。一方、賃金減額とは一年のうち連続3ヶ月間、毎月の月給の10%以上が減額されている状態を言う。また、未払い年金と年金減額は、受け取るべき年金額が支払われなかったり、減額されることを言う。『中国工会統計年鑑1997』141, 168頁（中国統計出版社、1998年）。

(20) 本稿に使う図1—7までの図表はすべて各年度『中国工会統計年鑑』により、筆者が作成したものである。97年度の統計数字がもっとも揃っているため、それを基にして作成したわけである。年金減額者は98年度、在職賃金減額者は99年度以降の『中国工会統計年鑑』統計数字から姿を消し、その理由は現在不明である。

(21) 80年代に入ってから、中国政府は年金制度において、社会統一徴収・支給という社会保障改革を行ってきたが、国有経済部門の改革は、まだ道半ばであり、多くの企業が企業ごとに独自の年金支給を行っているのが現状である。新華網によると、2003年7月末時点では、国有企業を退職した年金受給者は全国で約3375万人であり、そのうち54%に相当する1830万人が社会統一徴収・支給年金制度に加入している。
(<http://www.cei.gov.cn/hottopic/doc/zjzt2002031/200309050886.htm>.)。つまり、46%に相当する1545万人の退職者は元の企業から年金を受給していることになる。こうした中で、本稿に取り上げる「未払い年金」は主に赤字国有企業から発生したものと考えられる。

図1 年度別未払い貸金・年金債権者数・減額者数



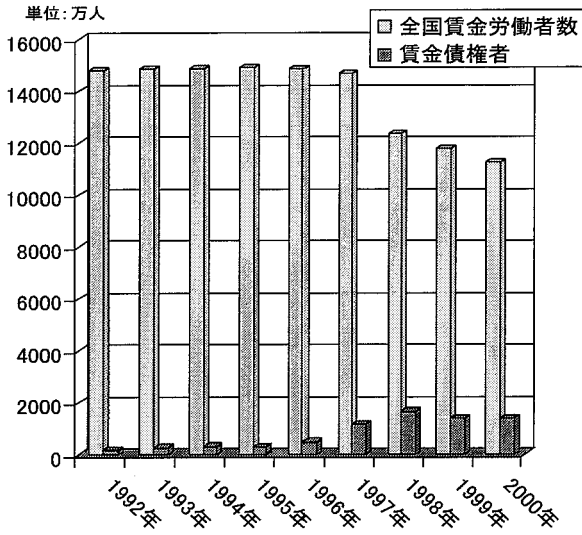
単位：人

	貸金債権者	増加率 (前年比)	年金債権者	増加率 (前年比)	貸金減額者	増加率 (前年比)	年金減額者	増加率 (前年比)
1992年	1628224		218034		2514059		265211	
1993年	2576674	58%	371729	70%	3715143	48%	443878	67%
1994年	3146764	22%	783126	111%	4670436	26%	963894	117%
1995年	2976797	-5%	667988	-15%	3947313	-15%	838723	-13%
1996年	4888292	64%	684852	3%	5336841	35%	1027897	23%
1997年	11446463	134%	1113757	63%	5562421	4%	1259051	22%
1998年	16508574	44%	*		8025272	44%		
1999年	13822141	-16%	3647004					
2000年	13934984	1%	3881306	6%				
平均		38%		40%		24%		43%

(出所) 各年度『中国工会統計年鑑』より、筆者が作成

* 国務院は国の財政金を用いて、年金未払い分を補填したため、1998年の未払い年金債権者数はゼロとなっていると思われる。

図2 全国の賃金労働者に占める未払い賃金債権者の割合



単位：万人

	全国賃金労働者数	賃金債権者	パーセンテージ
1992年	14792	163	1%
1993年	14849	258	2%
1994年	14849	315	2%
1995年	14908	298	2%
1996年	14845	489	3%
1997年	14668	1145	8%
1998年	12337	1651	13%
1999年	11773	1382	12%
2000年	11259	1393	12%

加率はそれぞれ38%と40%で、2000年の債権者数は1992年のそれぞれの8.6倍と17.8倍に達したのである。また、図2が示しているように、全国の賃金労働者に対する未払い賃金債権者の占める割合は年々増えていることがわかる。1992年の1%に対して、全国の賃金労働者に対する未払い賃金債権者の占める割合は1998年につき13%を超え、その後も12%前後の高い占める割合で続いている。つまり、1998年以来、毎年長期雇用労働人口の12%以上の公務員や職員および労働者は一年のうち1ヶ月分以上の給料は支払われていないのである。1998年には、全国で支払うべきだった9404億元賃金総額のうち、4.7%に相当する441.9億元の賃金は支払われていなかった。その他の年は、1997年に217.4億元、1999年に363.7億元、2000年に319億元に達し、賃金労働者に厳しい現状が窺われる。

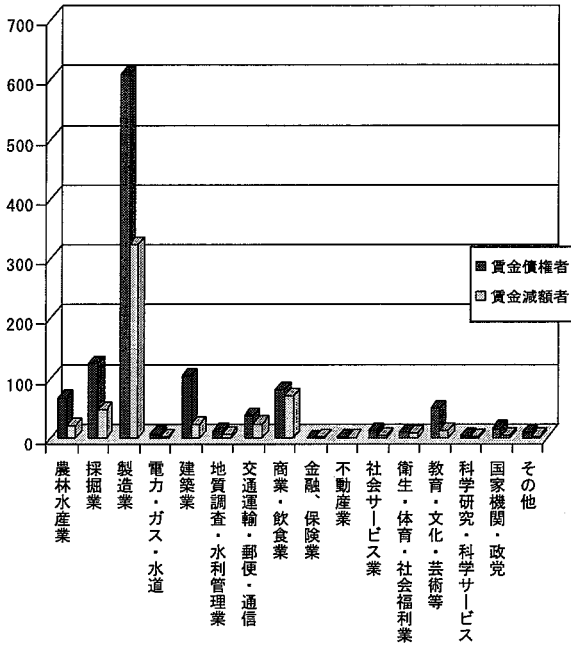
2. 産業別・所有制別・地域別未払い賃金債権者数と賃金債権額

図3-1は、産業別未払い賃金債権者数を表している。構造改革の矛先はどこに向いているのかをはっきり示している。やはり、製造業に賃金債権者がもっとも多い。次に挙げることができるのは採掘業と建設業である。この三つの産業に賃金債権者は集中しているという特徴は、後に述べる国有企業破産政策に大きな影響を与えることになる。図3-2と図3-3が示しているように、1997年全国賃金債権者数の約半分以上が製造業のそれである。二番目と三番目に多く賃金債権者を出しているのは採掘業と建設業で、それぞれ11%と9%を占めている。また図4が示しているように、賃金債権額も製造業が突出している。1997年には製造業の未払い賃金債権額は110.7億元で、全国の未払い賃金債権総額217.4億元の約51%を占めている。その次は建設業と採掘業で、それぞれ11.5%と9.9%を占めている。

図5は、所有制別に未払い賃金債権者数を表している。これによると、全国の未払い賃金債権者1144.6万人のうち、79.4%にあたる908万人を超える債権

図3—1 1997年産業別未払い賃金債権者・賃金減額者数

単位：万人



単位：人

	賃金債権者
農林水産業	672216
採掘業	1239296
製造業	6077999
電力・ガス・水道	73121
建築業	1031805
地質調査・水利管理業	113977
交通運輸・郵便・通信	370053
商業・飲食業	803819
金融、保険業	6418
不動産業	24312
社会サービス業	124914
衛生・体育・社会福祉業	109994
教育・文化・芸術等	496162
科学研究・科学サービス	39452
国家機関・政党	155054
その他	107871
合計	11446463

図3—2 1997年 産業別未払い賃金債権者の割合

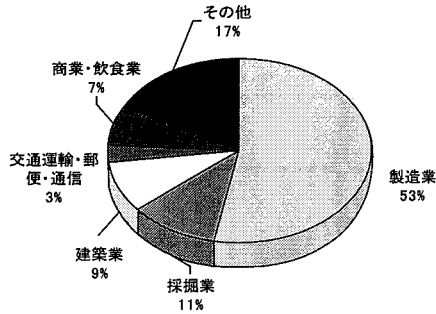
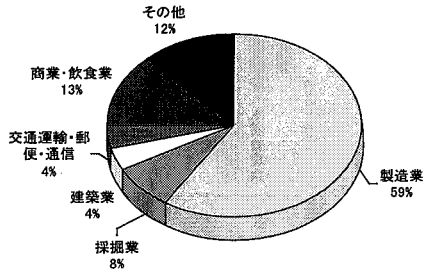


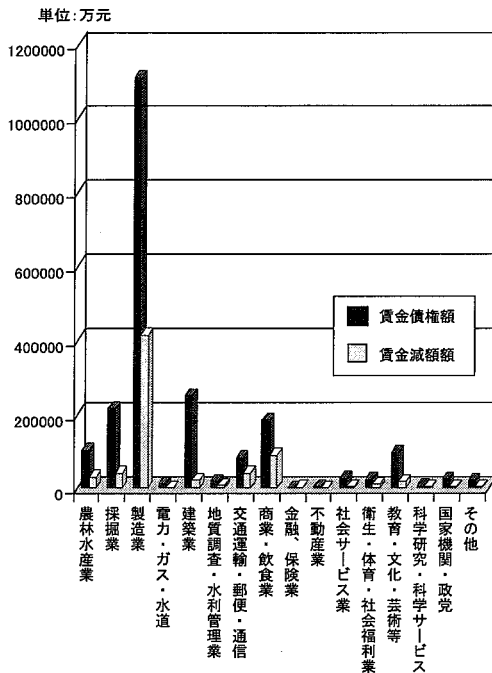
図3—3 1997年 産業別賃金減額者の割合



単位：人

	賃金債権者	賃金減額者
製造業	6077999	3229078
採掘業	1239296	471188
建築業	1031805	228970
交通運輸・郵便・通信	370053	241751
商業・飲食業	803819	708726
その他	1923491	682708
合計	11446463	5562421

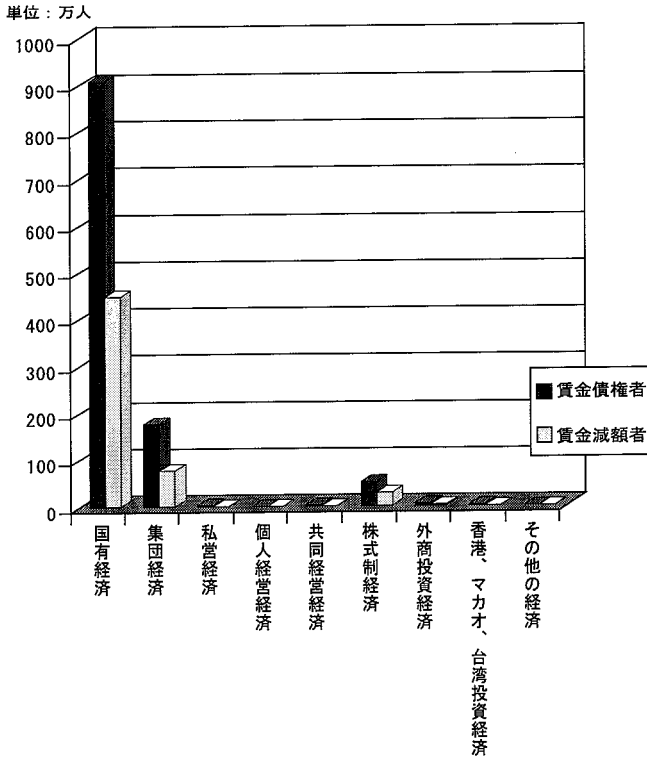
図4 1997年度 産業別未払い賃金債権額・賃金減額額



単位：万元

	賃金債権額	賃金減額額
農林水産業	102614	29563
採掘業	215202	40301
製造業	1107465	413551
電力・ガス・水道	12018	1461
建築業	248870	21188
地質調査・水利管理業	17806	7194
交通運輸・郵便・通信	82346	40964
商業・飲食業	182945	88527
金融・保険業	983	3177
不動産業	4767	1445
社会サービス業	26382	4105
衛生・体育・社会福祉業	22876	10712
教育・文化・芸術等	96080	18464
科学研究・科学サービス	6480	4180
国家機関・政党	26083	3823
その他	21072	4841
合計	2173989	693496

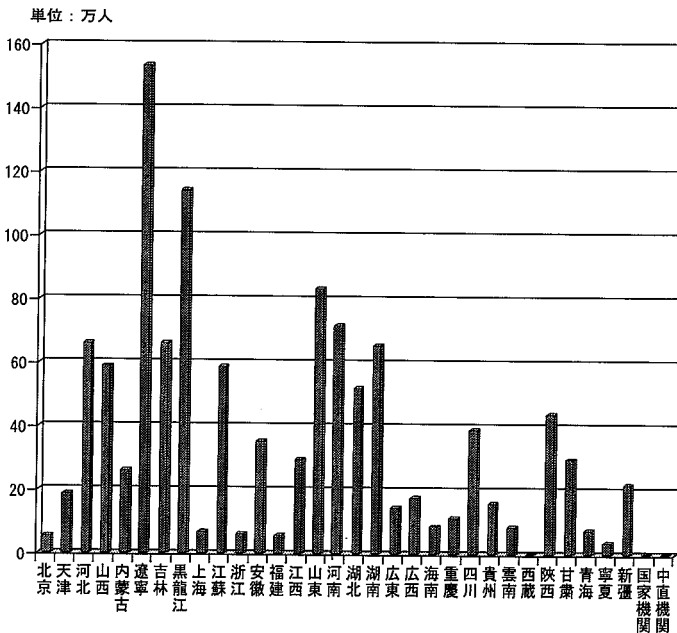
図5 1997年所有制別未払い貸金債権者・貸金減額者数



単位：人

	貸金債権者	貸金減額者
国有経済	9083341	4469051
集団経済	1741271	761121
私营経済	13036	2446
個人経営経済	1125	592
共同経営経済	27475	5635
株式制経済	513976	284734
外商投資経済	42521	32167
香港、マカオ、台湾投資経済	16783	4531
その他の経済	6935	2144
合計	11446463	5562421

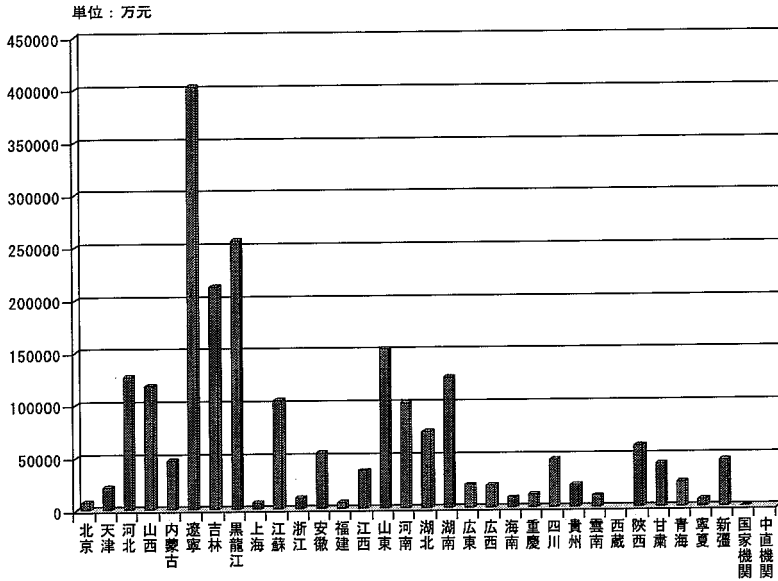
図6 1997年 地域別未払い賃金債権者数



単位：人

		賃金債権者			賃金債権者
北	京	54328	湖	南	651835
天	津	187325	広	東	145536
河	北	660698	広	西	177321
山	西	587918	海	南	87741
内	蒙	260499	重	慶	113394
遼	寧	1531181	四	川	389860
吉	林	660945	貴	州	159067
黒	龍	1139798	雲	南	85310
上	海	67722	西	蔵	
江	蘇	586907	陝	西	439114
浙	江	60720	甘	肅	297861
安	徽	351005	青	海	73903
福	建	58497	寧	夏	36990
江	西	295251	新	疆	219380
山	東	830993	国家機関		82
河	南	716644	中直機関		
湖	北	518638	全国合計		11446463

図7 1997年 地域別未払い貸金債権額



	貸金債権額 (万元)		貸金債権額 (万元)
北 京	7213	湖 南	124735
天 津	21601	広 東	21996
河 北	126613	広 西	21583
山 西	117320	海 南	10023
内 蒙 古	46804	重 慶	12335
遼 寧	402063	四 川	45905
吉 林	212232	貴 州	21841
黒 龍 江	255722	雲 南	11137
上 海	5793	西 蔵	
江 蘇	103205	陝 西	58352
浙 江	10087	甘 肅	41299
安 徽	53464	青 海	23763
福 建	5775	寧 夏	7337
江 西	36174	新 疆	44708
山 東	151797	国家機関	6
河 南	100128	中直機関	
湖 北	72978	全国合計	2173989

者を国有経済セクターが抱え、準国有の性質を有する集団性経済セクターにも174.1万人の賃金債権者がある。両者を合わせると、全国の未払い賃金債権者の約95%に達し、賃金債権者は国有企業と集団所有制企業に集中していることがわかる。未払い賃金債権額もこれに合致して、全国の未払い賃金債権額217.4億元のうち、80.1%に相当する174.1億元の賃金債権を国有経済セクターが抱え、集団性経済セクターの債権と合わせ、全国の未払い賃金債権額の約96%の債権を有する。

図6は地域別未払い賃金債権者数を示している。各省・自治区・直轄市にはそれぞれ人口、産業構成などの異なる要素が働くため、簡単には断定できないが、賃金労働者数は国全体から見て、上位ではない東北地区の遼寧省と黒龍江省に、それぞれ153.1万人と113.9万人の未払い賃金債権者がもっとも多く存在している。これは、東北地区に国有鉱工業企業が集中していることと関係しているのに違いない。また図7で示しているように、未払い賃金債権額は遼寧省が40.2億元でトップを占め、黒龍江省は二番に多く25.5億元を抱え、三番目に入るのはやはり同じ東北地区にある吉林省で、債権額は21.2億元に達している。1人あたりの平均未払い賃金額は遼寧省では2625元、黒龍江省では2243元、吉林省では3211元で、いずれもが1899元という全国の1人あたりの平均値を大きく上回っている。

先に述べたこのような厳しい現実には、中国の企業破産処理に大きな影響を及ぼすことになっていく。

四 破産処理と賃金債権の取扱い

現在、中国では、企業破産処理においては未払い賃金債権の弁済について大きく分けると二つの全く異なる方法が存在する。それは、企業破産法と行政措置で、いわゆる「一法一通達」である。

1. 現行法

(1) 法の運用

企業破産法の適用対象は厳密に言えば、全国国有企業のみに適用される。しかし、国有でない集団所有制企業、私営企業などに対しては、民事訴訟法第108条から116条まで、わずか8つの条文しか適用されないため、最高人民法院の解釈では企業破産法も準用されることになっている。中国における企業破産法の運用実態に関しては、破産申し立て件数が日本のように経済状況の浮き沈みに比例するものではなく、政治情勢や政府の政策によるものが多いと指摘されてきた⁽²⁾。企業破産法は1988年11月1日に施行されたが、まず政治という厚い壁にぶつかったのである。翌年の1989年6月に天安門事件が起き、政治、経済両方面の引き締め政策が実施された。その中で、企業破産法の改革を促進する「万能薬」として採択された立法推進派への批判も強まっていった。ついに1990年12月の人民日報にまで「破産制度は西側の資本主義の産物である」との非難が掲載された⁽³⁾。そのため、企業破産法に寄せた期待が当初から大きかったにもかかわらず、実際に破産を申し立てた件数は意外に少なかった。実際、1989年と1990年の破産申し立て件数は、それぞれわずか98件と32件であった。1991年に引き締め政策が緩められ、破産申し立て件数も117件に回復した。1992年以降は、鄧小平が南巡講話を発表し、社会主義市場経済の理論が樹立されたことより、イデオロギーの面で企業破産法の実施における障害は排除された。当然、こうしたことは破産申し立て件数にも反映されている。1992年には前年の3倍強の428件に、93年には更に710件に増加した。しかしながら、この数字は到底国有企業の現状を反映していない。政治要素、従業員の再就職のほ

(2) 拙稿「中国破産法の実施状態—GITICの破産による邦銀融資の回収問題に関連して—」『国際関係研究所報』34号38頁以下（津田塾大学）。

(3) 『人民日報』（1990年12月11日）。

か、未払い賃金の弁済などに関する実体法の不備も破産法の運用を阻害していることが次第に明らかになってきたのである。

(2) 法律の規定

債権を弁済する順位につき、企業破産法は、次のように定めている。破産財産は、破産費用を優先的に支払った後、以下の順序(①～③)に従って分配される。①破産企業従業員の未払い賃金及び未払い労働保険費用、②破産企業の未払い税金、③破産債権の弁済(破37条2項)。中国企業破産法においては、日本破産法と違って財団債権と破産債権のような区分がはっきりとしていないが、優先的に支払う破産費用とは(a)破産財産の管理、換価及び業務要員の任命の費用を含む必要な費用、(b)破産案件の訴訟費用、(c)債権者の共同利益のために破産手続の過程において支払われるその他の費用などから構成される(破34条)。いずれも破産宣告後に生じた債権で、日本法の財団債権に相当すると解すべきである。一方、37条2項1号以下の各号の債権はどれもが破産宣告前に発生した債権で、すべて破産債権に属するものである。但し、弁済順位として、1号の未払い賃金及び未払い労働保険費用は第一順位の優先的破産債権であり、2号の未払い税金は第二順位の優先的破産債権であると解すべきである。

破産宣告後に生じた労働債権及び労働保険費用はどのような性質を持つ債権であるかについて、企業破産法制定の時点においては立法的研究もほとんどなく、破産法をはじめ、他の法律にも当然定められていなかった。この点について明確に解釈が行われたのは破産法が公布してから5年経った1991年であった。その年、最高人民法院は企業破産法の施行に関して解釈を行い²⁴⁾、その解釈意見の66条を次のように定めている。「企業破産法34条1項1号の費用には破産企業に残留する従業員の賃金と労働保険費用及び破産管財委員会の必要な

²⁴⁾ 最高人民法院「關於貫徹執行企業破産法若干問題的意見」(1991年11月7日)。

費用が含まれる」としているのである。この条文により、破産宣告後の賃金債権に共益債権として財団債権の地位が与えられた。そして、破産費用は随時破産財産から支払われる。

破産法37条について、中国の学者や研究者の間では、本条文が労働者の利益を重視する企業破産法の最大な特徴であるとして、この十数年にわたって賛美され続けてきた。たしかに、この条文だけを見るのであれば、中国政府が労働者を厚く保護する方針であることを読み取ることができる。しかし、企業が所有する財産に担保権の設定がある場合にどう処理されるのかも考えなければならない。1988年に企業破産法が制定された当時、担保権の設定はあまり行われていなかった。しかし九十年代に入り、銀行・金融制度の改革につれて、銀行が新たに企業に行った融資、さらにすでに行った融資についてまでも担保権の設定を行うようになった。そして現在、ほとんどの国有企業の所有する不動産財産に担保権が設定されている。

担保権つきの財産については、どのような法律規定があるのだろうか⁽²⁵⁾。破産法は次のように定めている。

担保権の目的物は破産財産に属さない（破28条3項）。担保権者は破産手続によらず優先的に弁済を受けることができる（破32条）。

結局、担保権者を含む各種債権者の弁済順位は次のようになる。

- ① 担保権者は、担保付財産から優先的に弁済を受ける。
- ② 上述の各種破産費用は、一般破産財産から支払われる。
- ③ 賃金債権者は未払い賃金及び未払い労働保険費用などにつき、担保債権のつかない一般財産から、もしくは、担保権者に弁済した後に余剰財産が残った場合、その余剰財産から弁済を受ける。

(25) 中国企業破産法における担保権の問題について、金春「中国の破産手続きにおける担保権の処遇について」『民商法雑誌』124巻1号41頁，2号36頁以下(2001年)がある。

- ④ 破産企業の未払い税金。
- ⑤ 一般破産債権の弁済が行われる（破37条2項）。

担保権者は優先的に弁済を受けた後、破産企業の財産はほとんど何も残らないのが現実なので²⁶⁾、結局、労働者たちは未払い賃金について、一銭も弁済を受けられないまま破産手続きは終わってしまう。

(3) 問題点

政治的影響などを除いて、破産法が十分に機能しえない原因の一つは、上述の賃金債権の優先弁済と担保債権の権利実現との競合を立法的に想定しなかったことにある。個別に見た場合、上述の賃金債権関連条文37条と担保債権関連条文28条は両方とも立法者の理想追求の現れであるといえる。また、当時の社会現状からみれば、破産企業の財産をもって、賃金債権を弁済することは十分可能であった。なぜなら、当時の企業財産、資金のほとんどは政府の財政交付であったからである。1983年以降は、改革の一環として、固定資産投資資金と流動資金に関して財政から銀行貸付へ転換の政策が行われたが、銀行は政府の指示どおりに融資を行い、担保をとらなかった²⁷⁾。しかしながら、計画経済から市場経済へ転換するには、信用制度の樹立は不可欠である。このような認識に基づいて、企業破産法より半年早く公布した民法通則の中には担保関係について規定が定められている（民法通則89条）。そして企業破産法は、民法通則のこの定めを法源として具体的に次のように定めている。「既に担保目的物とされた財産は、破産財産に属さない」（破28条2項）。また、「破産宣告前に担保権の設定がされている財産につき、担保権者は、優先的に弁済を受ける権利

²⁶⁾ この点について、日本の実情もほぼ同様である。菅野和夫『労働法（第六版）』244頁（弘文堂、2003年）。

²⁷⁾ 渡辺真理子編『中国の不良債権問題』46頁以下（アジア経済研究所、1999年）。

を有する」(破32条)。つまり立法者は上述の条文を制定することにより、企業破産法において担保権を無制限にしようとしたのである。市場経済の下、「担保権は、債務者が破産したような場合にこそ、まさにその実効を発揮するものでなければならない⁽²⁸⁾」からであろう。

したがって、企業破産法においては二つの権利の絶対的実現が追求されるようになってきている。一つは現実社会に基づいて、理論上、社会主義の特徴を十分に反映する貸金債権の優先的弁済権である。もう一つは、将来に向けて、市場経済体制への転換に必要な信用制度の根底となる担保権の無制限的弁済権である。しかし、当時の立法者は、この二つの絶対に実現せねばならない権利が競合した場合、あるいは、そのうちの権利の一つしか実現できない場合に権利関係をどう調整するのかということをおそらく十分に考えていなかったのではなかろうか。この立法ミスは今日、企業破産法を不機能にしてしまった最大の原因であった。

2. 行政措置

(1) 行政措置の実施と企業破産処理の状況

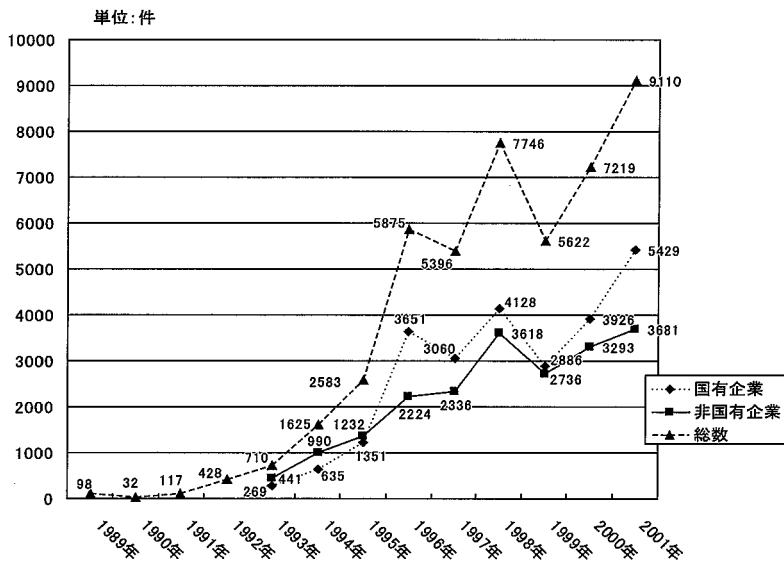
未払い貸金の回収と破産企業の従業員の再就職問題がうまく解決できないことで、国有企業改革の一環としての企業破産処理が行き詰っていった。それによって、経済体制改革および産業構造改革に大きな影響が及んだ。この局面を打破するために、国務院は1994年10月に「若干の都市における国有企業破産の試行に関する問題についての通達」(国発[1994]59号文書。以下「59号通達」とする)を發し、一部の指定都市に赤字企業の破産処理に本格的に力を入れはじめた。いわば、計画破産政策の始まりである。以来、指定都市が1994年当初の18から1996年に58、1997年に111都市と拡大し続けた。また、それに伴

⁽²⁸⁾ 林屋礼二『破産手続の理論と実際 破産法講話』104頁(信山社、1998年)。

い図8が示しているように、大型国有企業の破産処理件数も急増していく。しかしながら、「59号通達」をはじめ、その後公布した一連の行政措置は指定都市市内の国有工業企業のみ適用されるとし、適用対象企業の行政管轄所属ランクも市有以上の国有工業企業に厳しく制限したため、すでに破産状態に陥ったほかの業種の赤字企業は事実上破産処理が進めない状況にある。この問題を解決するために、国家経済貿易委員会と中国人民銀行は共同で「1999年全国企業の合併・破産処理に関する問題についての通達」（国経貿企改1999第301号）を発し、中央政府の破産計画に入れば、すべての国有企業に「59号通達」などの政策が適用されることにした。さらに、土地使用権を主体とする破産企業財産の換価を通じて、労働者の未払い賃金債権の弁済と労働者の再配置費用を補えないと思われる一部の企業の破産処理と産業構造改革に伴う廃業させざるを得ない一部の企業の破産処理のために、中国共産党中央弁公庁と国務院弁公庁は共同で「資源枯渇鉱山の閉鎖・破産処理に関する通達」（中弁発〔2000〕11号、以下「閉鎖・破産通達」とする）を公布した。中央政府は、財政金でかかる費用を自ら負担し、これらの企業の閉鎖と破産処理に踏み出したのである。「閉鎖・破産通達」の適用対象は①採掘業の石炭・非鉄金属・核工業鉱山、②製造業の紡績・鋼鉄・製油・製糖、③軍事産業、④農・林・畜産業の天然林保護産業、⑤三峡ダム地域の関連企業に及ぶ。

こうした破産処理は主に大型国有企業を中心に起こわれている。例えば、「59号通達」が公布された1994年には、18都市で破産処理された企業が計44社、1995年には59社であった。この103社の企業の原資産総額は28.64億元であり、負債総額は48.89億元、資産対負債率は平均170.66%にも達した。純資産額、即ち現金化後の破産資産総額は僅か9.46億元で、原資産値に対し33.04%であった。負債総額の内、銀行貸付が30.25億元で負債総額の61.88%を占めた。企業破産後、銀行が照合の上処理を要する不良債権は24.28億元であった。言い換えれば銀行貸出の80.27%は回収不可能の焦げつき債権であった事

図8 中国企業破産申立受理件数の推移



	国有企業	非国有企業	総数
1989年			98
1990年			32
1991年			117
1992年			428
1993年	269	441	710
1994年	635	990	1625
1995年	1232	1351	2583
1996年	3651	2224	5875
1997年	3060	2336	5396
1998年	4128	3618	7746
1999年	2886	2736	5622
2000年	3926	3293	7219
2001年	5429	3681	9110

(出所) 各年度『中国法律年鑑』より、筆者が作成。

になる。破産企業全資産の83.4%、即ち、7.89億元が合計76.836人の従業員の再配置に用いられた⁽²⁹⁾。1996年1月～6月、58テストケース都市（この58市の国内生産総額は全国の約50%を占める）で合計国有企業131社を破産させた。破産企業の原資産総額が42.6億元、負債総額は62.7億元、資産負債率平均147.2%、純資産額が21.73億元で原資産額の51%であった。負債額の内、銀行貸出が42.9億元で負債総額の68.4%を占めた。企業破産後、「銀行貸出の85.3%が回収不能の焦げ付きとなった。破産企業の総資産の73.22%に相当する15.91億元は合計10.2万人の従業員の再配置に使われた⁽³⁰⁾。新しい政策である「閉鎖・破産通達」に基づいて、2003年度だけでも、中央政府は国有企業を閉鎖・破産処理するため、51万人の従業員の未払い賃金の弁済をし、彼らの再配置に170億元の財政金を投入したのである⁽³¹⁾。

(2) 賃金債権の取扱い

「59号通達」は、一般の破産財産を換価して得た所得が未払い賃金への弁済と労働者の再配置に必要な費用に全く不十分であることをふまえて、換価可能な土地使用権に着目し、それについて重要な方針を示した。すなわち、破産企業が取得した土地使用権を換価して得た所得は、まず破産企業従業員の再配置に用いられる。そして配置後余剰があれば余剰分はその他の破産財産に算入され、一般債権の弁済に用いられる（「59号通達」二）。

土地使用権に担保権がついた場合には、企業破産法のように優先弁済権の行使が認められるのか、それとも優先弁済権は認められず、その土地使用権が換

(29) 陳清泰「搞好擴大城市試点 深化国有企業改革」国家經濟貿易委員會企業司編集『“優化資本結構” 城市試点工作手冊』139頁以下（中国經濟出版社，1996年）。

(30) 狄娜「企業の赤字，更に赤字企業をなくしよう—我国企業破産改革の昨今の趨勢」瞭望1996年総第40期，曹思源『合併與破産操作実務』392頁以下（工商出版社，1997年）。

(31) <http://www.cn/affair/txds/29-2731.htm>. 2003年12月25日。

価されて労働者の救済財源にされるのかは「59号通達」の中には明文化されていないが、実際は労働者の救済に用いられている。

「59号通達」適用都市の国有企業破産処理問題について、総括的な指導役を務めるのは経済貿易委員会である。この経済貿易委員会と中国人民銀行とが共同で1996年7月25日に発した「492号通達」では、「59号通達」に明文のない担保権付土地使用権について、その換価所得は従業員の再配置に用いられると明確に規定している。さらに、従業員の再配置に土地使用権の換価所得だけでは足りない場合には、破産企業の無担保破産財産およびその他の担保付財産を順次換価して充用するとも規定している（「492号通達」五）。

さらに、1997年3月に國務院の「若干の都市における国有企業合併破産の試行と労働者再配置に関する問題についての補充通達」（五）は「492号通達」の規定を継承したうえ、従業員の再配置にとって土地使用権、破産財産および他の担保付財産の換価所得がなお不足する場合には、不足の分は企業所在地の地方政府が負担すると規定している³²⁾。2000年以後「閉鎖・破産通達」に適用される企業においては、労働者の再配置費用に不足の分は基本的に中央政府が負担する。ただし、もともと企業の行政管轄は地方政府にあった場合、不足の分を管轄する地方政府が負担するとした。

以上の内容をまとめると、未払い賃金の弁済については、次のような行政措置が定められている。まず、担保権付土地使用権について、その換価所得は破産企業の労働者の再配置に用いられる。未払い賃金債権は破産企業の労働者の再配置費用の一部と考えられ、最優先順位に弁済される。それから、労働者の再配置に土地使用権の換価所得だけでは足りない場合には、ほかの破産財産お

32) つまり、経済貿易委員会の「492号通達」と國務院の「補充通達」においては、担保権に基づく優先弁済権（担保法33条・34条、破産法32条、城市房地產管理法46条・47条・50条、城鎮国有土地使用權出讓和轉讓暫定條例32条・36条・37条・45条）は法認されないことになってしまった。

よびその他の担保付財産を順次換価して充用する。なお不足する場合には、不足の分は企業所在地の地方政府が負担する。「閉鎖・破産通達」に適用される企業は、不足の分は基本的に中央政府が負担する。

(3) 問題点

上述のように、賃金債権の取扱いに関する企業破産法の規定には重大な欠陥が存在して、十分に機能できないため、「59号通達」などは労働者の権利を厚く保護し、賃金債権の弁済に大きな役割を果たしてきている。しかしながら、一方、特別な時期に制定した暫定措置といっても、「59号」通達の実施には大きな問題点があることを指摘しなければならない。

① 重大な法律違反

国務院の「59号通達」と「補充通達」、国家経済貿易委員会の「492号通達」などの定めにより、一部の都市では土地使用権を換価して得た所得が従業員の再配置に用いられることについての法的根拠は見当たらない⁶³⁾。さらに、これらの行政措置においては、(日本の国会にあたる)全国人民代表大会で採択された法律を否定し、担保権に基づく優先弁済権(担保法33条・34条、破産法32条、城市房地產管理法46条・47条・50条、城鎮国有土地使用権出讓和轉讓暫定条例32条・36条・37条・45条)が無効にされてしまった。また、破産処理の手続きにおいても、50、60年代の関、停、併、転という政策に似た手法で行われている。しかも政策は法律の上であり、行政措置と手段を主導力とする局面となっている。かくして、現在、国有企業の破産実施は既にほぼ完全に行政機構

(63) 理由として国有企業従業員の長年国家のために低収入で貢献したことに対する一種の補償であると解している。また製造業などの分野においては、確かに国有企業の賃金は民間企業より一割程度低いのが、しかし医療、住宅など福祉の面では非国有企業の労働者の処遇が国有企業の労働者に及んでいないのはまぎれもない事実である。

が決定し、人民法院は行政の命令に基づいて具体的処理を進めるという形式に変わってしまっている。これは行政が立法に干渉し立法を凌駕し、公然と司法の上に位置する姿とになっている。このような明らかな法律違反に対して、中国国内の法曹界にも近年批判の声が高まるようになってきた⁽⁸⁴⁾。

②債権者権利の侵害

土地使用権の換価で未払い賃金債権など労働者の救済に用いられるため、銀行をはじめとする各種債権者の権利は著しく侵害されるようになってきている。

「59号通達」公布された当初、銀行側がこれに強く反発した。国務院は、銀行側の反発を抑えるために、国有企業の計画破産で銀行が被った損失を、不良債権準備金を用いて相殺することができるとした⁽⁸⁵⁾。このような措置を受け、国有である銀行の実際の損失は大きく補填されたが、債権額の15%を有する一般債権者の権利は全く無視されてしまった。しかも、一般債権者に債務の弁済を迫られることがないように、破産企業に手続期間中に必ず人民法院の司法保護を求めるようにとの通達まで出したのであった⁽⁸⁶⁾。

③労働者間に生じた不公平

中国憲法には「中華人民共和国の公民は法律の前に一律に平等である」と定められている（憲33条2項）。しかしながら、現状では、国有企業と非国有企業、またたとえ同じ都市の国有企業に勤めていても、現行法と「59号通達」お

(84) 劉貴祥「当前審理破産案件中涉及的若干法律問題探析」『民商法学』，90頁以下（2003年1号）。

(85) 国務院が決めた相殺できる不良債権準備金の額は96年に200億元，97年度に300億元，98年以降毎年400億元規模である。

(86) 国務院『研究遼寧部分有色金屬和煤炭企業關閉破産有關問題的會議紀要』（国関[1999] 33号八条。<http://search.law.com.cn/detail?record>）

よび「補充通達」などの計画破産・閉鎖破産政策の適用対象が異なるため、企業が破産した場合、労働債権の弁済方法や労働者が受け取る債権額が大きく異なるのである。さらに、破産手続きが終わった後の待遇や受け取った補償金を算入すると、金銭面だけでも何十倍の差が生じてしまっているのである⁶⁷⁾。このようにして、労働者間に不公平をもたらしてしまっており、憲法の「平等かつ公正」という大原則がひっくり返ることになったのである。

④ 地方保護主義の助長

「59号通達」などの計画破産や閉鎖破産政策の適用都市、適用企業においては破産処理が展開する一方、非適用都市や企業も計画破産政策を利用して、債務逃避のために破産処理を行ってきた。その結果、銀行をはじめとする多くの債権者に損失をもたらしてしまったのである。このようにして、計画破産政策の実施は、地方政府に地方保護主義を助長させるチャンスを与え、人民法院の審判に行政干渉をさらに可能にさせ、混乱を招いてしまったのである⁶⁸⁾。

五・むすびにかえて—今後の課題

以上の分析により、中国企業破産法が十分に機能しえない要因のひとつは、破産手続きに二つの絶対的権利の実現、つまり担保債権と貸金債権の競合にあるという結論が得られた。今後の企業破産処理の行方は企業破産法の改正如何にかかっていると思われる。新破産法の草案起草はすでに完成され、全人代の審査の時機を待っているようである⁶⁹⁾。しかしながら、肝心の貸金債権に関する

(37) 拙稿「中国における企業破産法制の現状と課題—経済改革との関連を中心として—(上)(下)」前掲注(2)1135頁以下。

(38) 劉貴祥「当前審理破産案件中涉及的若干法律問題探析」前掲注(3)491頁以下。

(39) 新『破産法』出台指日可待 自然人也可能破産 (<http://www.people.com.cn/GB/jingji/1037/2297116.html>)。

る条文は新たな進展がなく、現行法とほぼ同じである。そのため、同じ轍を踏む恐れは否定できない。そこで、発想を転換して、抜本的かつ多元的に改正する必要があるのではないだろうか。もっとも、立法提案には関連法規との関わりもあり、極めて複雑で、また系統立てて研究する必要であるため、この節において立法の方向性を示すことにとどめ、より具体的な法設定は別の機会に譲ることにしたい。

賃金債権の弁済問題を解決するには、二つの方法が考えられる。

1. 一定期間内に生じた賃金債権にさらなる優先地位を与える⁽⁴⁰⁾。つまり、何カ月間の賃金債権を財団債権とし、破産手続きによらずに随時優先的に、労働者に弁済受けさせることにする。しかし、中国においては、この優先弁済順位だけではまだ不十分で、さらに、同時に賃金立替払い制度を制定しなければならない。破産財産が不足する場合も想定し、財団債権としての賃金債権が弁済できないときに労働監督部署が未払い賃金をこの制度を用いて、労働者に立替払いを行う。政府は、立替払いによって賃金債権請求権を労働者から取得したうえで、賃金請求の行使によって賃金債権の弁済を受けることができる。中国では、ここ数年の間に、建設業を中心として農村からの出稼ぎ労働者への賃金未払いが全国各地で発生し、大きな社会問題となっている。したがって現時点において、このような賃金立替払い制度の制定にあたって、すでに条件は整えられており、機は熟してきたものと考えられる⁽⁴¹⁾。ただし、政府に十分な財源があることが、上記のような立替払い実現の前提条件である。そこで、政府に

(40) 今回の日本破産法の改正はこの方向に決まっている。「破産法等の見直しに関する要綱案」NBL No. 766, 66頁(2003. 8. 1)参照。

(41) 2003年度、四川省だけでも、農村からの出稼ぎ労働者への賃金不払いは10億元を超えている (<http://cn.news.yahoo.com/040119/156/122gt.html>)。このような賃金の不払いを防ぐために、一部の地方政府は規制を行い始めた。例えば、上海では、1999年から小企業未払い賃金保障金制度を試行している（「上海市人民政府關於促進本市小企業發展的決定」）。

十分な財政給付が確保できない場合、次の方策を考える必要がある。

2. 一定期間内に生じた賃金債権に対して、担保債権より優先的に弁済できる特別超先取特権を付与する。ただし、この方策の実現には、現行法上の破産財産に属さない担保目的物を破産財産に含ませる必要がある。そして、この条文の改正によって、更なる関連規定の制定や法解釈が可能となる。しかし、担保付特定の財産の一定割合に相当する額を賃金債権の弁済にあてるには、その根拠をどのように考えるのか、さらなる検討が必要である。

今日の世界は、物流のみならず、あらゆる分野においてグローバル化が進んでいる。すばらしい発想や発明はより速くより広範囲にわたり、そして、地球のどこの人々でも享受できるようになってきている。法律分野も例外ではない。その意味で、フランス、ドイツ、日本などの国々の法律規定は、中国の新しい法律の制定に役立つものと考えられる。当然、それぞれの国々には、異なる文化、政治体制、慣習などが存在して、馴染みのない外国法の受入れは実現できないどころか、混乱を招くことすらありうる。しかし、労働者の権利、社会保障を重視するフランス⁴²⁾、ドイツ、日本の破産法制、日本の「賃金の支払いの確保等に関する法律」(賃確法)のような関連法制や実務の経験と重なる法改正の経緯・動向などは、中国の企業破産法制の改正に寄与するものであると思われる。

付記

本稿の作成にあたり、早稲田大学2003年度特定課題研究助成費(課題番号: 2003A-861)を受けたことをここに記して、感謝の意を表したい。

42) フランスなどの国々の雇用の維持、賃金の保護などについて、山本和彦「倒産企業従業員的生活保護」河野正憲・中島弘雅編『倒産法大系—倒産法と市民保護の法理』84頁以下(弘文堂, 2001年)。